

横浜市地下街防災推進事業制度要綱

制定 平成27年1月16日 都再第1256号（副市長決裁）

改正 平成27年5月1日 都再第200号

改正 平成28年12月28日 都再第1175号

（目的）

第1条 この要綱は、本市における重要な歩行者ネットワークを形成している地下街において、大規模地震発生時や浸水時における安心な避難空間の確保等を図るため、本市が必要な助成を行うことにより、地下街の防災対策の推進を図ることで災害に強い都市の形成を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

(1) 地下街

公共の用に供される地下歩道と当該地下歩道に面して設けられる店舗、事務所その他これらに類する施設とが一体となった地下施設であつて、公共の用に供されている道路又は駅前広場の区域の下に設けられるものをいう。

(2) 地下街管理会社

地下街を所有又は管理する者

(3) 協議会

複数の地下街管理会社、地方公共団体、地下通路の管理者等で構成される協議会

(4) 防災管理責任者

大規模地震発生時や浸水時における地下街の防災対策に関する責任者

(5) 地下街防災推進事業

大規模地震発生時や浸水時における安心な避難空間の確保等を図るため、本要綱に従って行われる地下街の耐震改修、施設整備等の防災対策に要する費用について総合的に支援する事業をいう。

（地下街防災推進計画の策定）

第3条 地下街防災推進事業を実施しようとする地下街管理会社又は協議会は、次に掲

げる事項を記載した地下街防災推進計画を策定し、市長の同意を得なければならない。

- (1) 地下街の名称、位置、区域及び面積
- (2) 地下街管理会社の代表者又は協議会の代表者及び構成員
- (3) 防災管理責任者及び管理体制
- (4) 安全点検・調査結果
- (5) 地下街防災推進事業において行われる補助対象事業
- (6) 補助対象事業の計画期間、概算事業費
- (7) 関連事業
- (8) 避難誘導計画

2 前項の規定により、市長が同意した地下街防災推進計画については、地下街管理会社又は協議会は公表するものとする。

3 第1項から前項の規定は、地下街防災推進計画を変更する場合に準用する。ただし、第1項第2号及び第3号に係る変更の場合は、市長に届け出ることをもって足りる。

(市の補助)

第4条 市は、予算の範囲内において、地下街管理会社又は協議会に対し、地下街防災推進計画の策定及び地下街防災推進事業に要する費用の3分の1以内を補助することができる。

2 市が交付する補助金の額は、国の補助する額以内とする。

(監督・責務等)

第5条 市長は、地下街防災推進事業が実施される場合には、市が直接補助金を交付する場合の地下街管理会社又は協議会に対し、この要綱の施行のために必要な限度において、本事業の適正な執行を確保するため、報告又は資料の提出を求め、現地調査を行う等、必要な指示、勧告又は助言を行うことができる。

(運用)

第6条 地下街防災推進事業の運用については、この要綱に定めるところによるほか、別に定める横浜市地下街防災推進事業費補助交付要綱の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成27年 1 月16日から施行する。

附則（平成27年 5 月 1 日 都再第200号）

改正後の要綱は平成27年 5 月 1 日から施行する。

附則（平成28年12月28日 都再第1175号）

改正後の要綱は平成28年12月28日から施行する。